

奈良県告示第二百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路保全課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和四年一月十八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三〇九号
- 三 道路の区域

区間		区域変更の前後別		敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
後	前	B	A			
御所市大字奉膳二〇九番一先から 御所市大字戸毛四〇番一先まで	御所市大字奉膳二一八番一先から 御所市大字戸毛四〇番一先まで	一〇〇 七八〇	四〇〇 三五〇	二、六〇八 〇	二、五四七 五	うち一般県道五條高取線に一、九九二・七メートル重用
御所市大字奉膳二一八番一先から 御所市大字戸毛四〇番一先まで	御所市大字奉膳二一八番一先から 御所市大字戸毛四〇番一先まで	一〇〇 七八〇	四〇〇 三五〇	二、六〇八 〇	二、五四七 五	うち一般県道五條高取線に六メートル重用
御所市大字奉膳二一八番一先から 御所市大字戸毛四〇番一先まで	御所市大字奉膳二一八番一先から 御所市大字戸毛四〇番一先まで	一〇〇 七八〇	四〇〇 三五〇	二、六〇八 〇	二、五四七 五	うち一般県道五條高取線に六メートル重用



用